

販売約款

第一条 総則

本約款は 遊覧飛行の申し込み及び予約を行う者(以下甲という)又は 申し込み予約を行った契約者(以下丙という)と 株式会社セコ・インターナショナル(以下乙という)との間での取引について記載したものである。

第二条 販売約款の目的

本販売約款は 県営名古屋空港離発着の遊覧飛行搭乗券予約販売にて適用されます。

第三条 販売契約の締結

甲が 当該サービス申込み時に当規約及び、乙の掲示する運送約款を熟読。
甲がすべてにおいて承諾し乙に対し予約申込を行い、その予約について乙が了承した時点にて、乙が甲を契約者としての資格を有すると了承した者を丙とします。

第四条 販売価格及び 搭乗料金

搭乗予約券及び 搭乗券の販売価格については 消費税を含むものとする。
搭乗料金は乙が甲に対し、掲示しているものとする。

第五条 料金の支払い

本約款第四条に記載する料金について 甲は乙に対し現金及びクレジットカード等にて支払いをするものとする。料金の支払いは 遊覧飛行実施前および開始前とする。

第六条 搭乗予約

乙が指定した搭乗時間に甲が乙に連絡も無く現れない場合、搭乗予約は無効とする。

第七条 丙の権利譲渡

丙は乙の承諾を得て 契約上の地位を第三者に譲り渡すことができる。

第八条 契約解除

乙は甲または丙に対し下記の事由にて 一方的に当該契約を破棄することができる。
下記1-(1)について乙は甲または丙に対し徴収料金の返金を行なければならない。
甲または丙が 予約日変更等代替え飛行日の設定をした場合はその限りではない。
下記1-(2)は 別表1のキャンセル料。下記1-(3)から1-(6)について別表1の違約金を甲または丙は乙に支払わなければならない。

1 乙の契約破棄できる事由

- (1)天候不順・機体の損傷等、安全な状態で当該サービスを履行できなくなった場合。
- (2)搭乗予約者が 事前連絡無しで搭乗時間になっても集合場所に現れない場合。
- (3)甲または丙が泥酔状態で 他のお客様にご迷惑をかける可能性がある場合。
- (4)甲または丙が飲酒運転に関する誓約書にサインを行わない場合。または成約者にサイン後にも 飲酒運転の恐れがある場合。

- (5) 甲または丙が乙に対して 搭乗資格等虚偽の事実を申告した場合。
- (6) 第7条に記載する丙の権利譲渡が乙の承認なしで行われていた場合。
- (7) その他 公的秩序に反する行為等行う、又はされる可能性がある場合。

第九条 甲または丙のキャンセル

下記1-(1)にて 甲または丙が乙に対してキャンセルを行った場合、乙は甲または丙に対し徴収金額の返金に応じなければならない。甲または丙が 予約日変更等代替え飛行日の設定をした場合はその限りではない。

また、乙の掲げる運送約款については 甲が搭乗券又は予約承諾書に必要事項を記入した時点ですべての事項において承諾したものとし、記入後よりのキャンセルについては 別表2のキャンセル料が発生するものとする。

1 キャンセル料が発生しない事由

- (1) 甲が乙の掲げる運送約款に承諾できない場合。

第十条 乙の連絡先

商号 株式会社セコ・インターナショナル

所在地 名古屋市中村区名駅南1-20-21

別表 1【キャンセル料】

搭乗日の 61 日前	0%(無料)
搭乗日の 61 日前～31 日前	搭乗料金の 20%
搭乗日の 21 日前～30 日前	搭乗料金の 50%
搭乗日の 4 日前～20 日前	搭乗料金の 80%
搭乗当日～3 日前	搭乗料金の 100%